

平成28年1月からの乳幼児等医療の変更点について

1. 所得制限を撤廃します！！

1歳児～中学3年生の乳幼児等保護者・扶養義務者にかかる所得制限（市民税所得割税額235,000円未満）を撤廃します。

所得制限により受給者証を交付できていない方には、12月10日付けで受給者証交付申請書を送付していますので、健康保険証を添付の上、申請を行ってください。

2. 一部負担金を0円にします！！

小学1年生～中学3年生（低所得者を除く）の外来の一部負担金1日800円限度（月2回まで）を0円にします。（就学前の方、及び小学1年生～中学3年生の低所得の方は変更ありません。）

外来の一部負担金1日800円限度（月2回まで）をお持ちの方には、12月11日付けで0円の受給者証を送付していますので、1月以降は新たに届いた受給者証を使用してください。（以前にお渡ししていた受給者証は各自で破棄してください。）

3. 他の公費負担医療の一部負担金を助成します！！

他の公費負担医療（自立支援医療等）を適用して一部負担金を支払った場合、申請いただくことでその金額を助成します。（医療機関の窓口で併用して適用することはできません。）

【申請に必要なもの】

領収書、印鑑、振込先のわかるもの、他の公費負担医療の受給者証等

平成28年1月